

つがる市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、つがる市議会議員政治倫理条例（平成25年つがる市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(税納付状況報告書等)

第2条 条例第4条第1項に規定する報告書は、税納付状況報告書（様式第1号）によるものとする。

2 前項により提出した税納付状況報告内容を訂正しようとするときは、税納付状況報告書訂正届（様式第2号）により訂正を行うものとする。

(要旨閲覧)

第3条 条例第4条第3項に規定する税納付状況報告書の要旨は、つがる市議会議員の税納付状況（要旨）（様式第3号）によるものとする。

2 税納付状況報告書の要旨の閲覧請求は、税納付状況報告書の要旨閲覧請求書（様式第4号）によるものとする。

3 税納付状況報告書の要旨の閲覧期間は、毎年7月1日から7月31日まで供するものとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。

4 税納付状況報告書の要旨を閲覧する者（以下「閲覧請求者」という。）は、閲覧の場所、時間その他閲覧に関する事項につき議長の指示するところに従わなければならない。

5 閲覧請求者は、税納付状況報告書の要旨を前項の閲覧の場所以外に持ち出してはならない。

6 閲覧請求者は、税納付状況報告書の要旨を丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

7 議長は、前3項の規定に違反する者に対し、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(審査請求)

第4条 条例第5条に規定する審査請求は、議員にあつては審査請求書（様式第5号）に、市民にあつては審査請求書（様式第6号）に審査請求者署名簿（様式第7号）を添付して行うものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。